

## 保険の在り方について

### 【課題】

- ・ 学校の運動部活動で生じた怪我等については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により補償されてきた。地域のスポーツ団体等における活動については、災害共済給付制度の対象外であるため、安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ保険等に加入する必要がある。
- ・ 自身の怪我だけでなく、他人に怪我をさせてしまう場合等も踏まえて、個人賠償責任保険も必要となる。
- ・ 指導を受ける生徒だけでなく、指導者も保険加入が望まれる。

### 【対応策】

- ・ 国は、日本スポーツ協会や各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促すべきではないか。その際、自身の怪我等を補償する保険だけでなく、個人賠償責任保険にも加入するよう促すべきではないか。
- ・ 災害共済給付制度による補償と同程度の補償が受けられるスポーツ保険を整備する必要があるのではないか。
- ・ 各競技団体においては、競技特性やこれまでの怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険額であるスポーツ保険を選定し、各競技団体への加盟に当たって、指導者や参加者に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにするべきではないか。